

「静岡ぬくもりの空間」商業施設推進事業 事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、オクシズ材活用協議会（以下「協議会」という。）が行う、「静岡ぬくもりの空間」商業施設推進事業の実施に必要な事務手続きを定めるものとする。

(事業の内容)

第2 当事業は、静岡市における森林の公益的機能の維持と市産材（静岡県木材協同組合連合会が交付する「県産材販売管理票」の「市町村番号」が「33」、「29」、「30」、「32」である木材製品のこと。以下「市産材」という。）の普及啓発および円滑な流通を推進するため、以下の内容のとおり実施するものとする。

- (1) 提供する木材製品は、市産材のうち協議会が認証したヒノキまたはスギとする。
- (2) 提供数は、金額換算し、使用木材代金の2分の1に相当するものとし、200万円を超えないものとする。ただし、柱・土台等の建築用材の金額は100万円を超えないものとする。

①オクシズ材の柱・土台等の建築用材

②内装、外装、建具等でオクシズ材を仕上げ材として使用する部分の建築用材

③オクシズ材を使用する棚、テーブル天板など家具用材

※ オクシズ材以外の木材は補助対象外

※ 下地材等を使用する木材は補助対象外（竣工時に目視できなため）

※ 設置費、プレカット費は補助対象外

(3) 提供数は、予算の範囲内とする。

(採択条件)

第3 事業の採択条件は以下のとおりとする。

- (1) テナントを含む商業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設を除く）であること
- (2) 新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、物件所有者であること

(3) 利用者が原則として制限されていないこと

(4) 木材は、市内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用すること

(5) 提供された木材は、申請した建築現場以外では使用しないこと

(6) 原則、オクシズ材が目立つ形で使用されていること

(7) 立地や用途等からPR性が期待できること

(8) オクシズ材の総使用量が床面積1㎡当り0.001㎡以上であること

(事業申請)

第4 事業を申請する者（以下「申請者（施主）」という。）は事業内容を確認の上協議会に、木材の提供についての申請及び確認書（様式第1号）を提出する。なお、申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書(写)・・・(新築・改築の場合)
- (2) 建築確認申請に使用した図面の写し(各階平面図及び協議会が審査に必要とする図

面)

- (3) 木材使用内容及び市産材使用計画書(様式第2号)
- (4) 請負契約書(写)
- (5) PR性確認のための商業施設の用途等概要のわかるもの
- (6) 工事完了後のイメージパース
(事業決定)

第5 協議会会長は、申請の内容を審査・決定をし、速やかに申請者(施主)に通知(様式第3号)する。

(事業変更)

第6 申請者(施主)は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに協議会に変更申請し、承認を得るものとする。

(木材の引渡し)

第7 協議会は、決定通知を交付した後、申請者(施主)とあらかじめ指定しておいた場所
所で引渡すものとする。

2. 協議会は、引渡し前に規格・含水率等についての木材の検査を行う。

3. 検査を終了した木材には、協議会が指定する印を押印するものとする。

4. 申請者(施主)は、木材の納品を確認したときは、受領書(様式第4号)に記名押印し協議会に提出する。

(市産材の使用状況の確認)

第8 申請者(施主)は、市産材の使用状況について、提供製材品使用終了後は事業終了報告書を提出し、協議会による検査を受けなければならない。

2. 上記の検査は、木材使用内容及び市産材使用計画書(様式第2号)について行うものとする。

3. 上記の検査を受けようとする者は、市産材活用空間証明申請書(様式第5号)及び市産材使用の証明書(県産材販売管理票を含む)を、検査14日前までに協議会会長あてに提出しなければならない。

(検査)

第9 協議会会長は、市産材活用空間証明申請書の提出があったときは、その後、現地で市産材使用状況の検査を行うものとする。

(検査結果の報告)

第10 協議会会長は、検査に合格した場合は、市産材活用空間証明書(様式第6号)を申請者(施主)に送付するものとする。

(補助の中止及び返還)

第11 協議会は申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと認められるときは、木材の相当額を申請者(施主)から返還させることができるものとする。

(その他)

第12 この要領で定めるもののほか、必要な事項については細目で定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

1 年会費の額は「静岡ヒノキ・スギの家」推進事業と同額とする。

1 事務取扱手数料の額は、様式3号の決定金額の3%とする。

附則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。